

26 就業支援・職業能力開発等の推進について

(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 本県での開催が内定している平成31年度の技能五輪全国大会及び平成32年度の技能五輪全国大会・全国アビリンピックについて、大会開催準備への協力や、全国からの選手参加や来場者の増加につながる啓発活動を実施すること。
また、2023(平成35)年の技能五輪国際大会について、愛知県を候補地として招致の決定をするとともに、招致活動を進めること。さらに、国際アビリンピックについては、招致に向けて具体的な検討を行うこと。
- (2) 「若者雇用促進法」に基づき、若者の雇用対策に着実に取り組むとともに、若者の正規就業に向けて、中小企業とのマッチング等の施策を充実すること。また、年長フリーター・ニート等を対象とした就職支援策の充実を図ること。
- (3) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた、法定雇用率の引上げに伴い、さらなる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (4) 「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」について、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること。
- (5) 「認定職業訓練助成事業」については、国庫負担率を引き上げるなど、都道府県の負担軽減を図ること。
- (6) 介護を理由とした離職者を減らし、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、介護休業の期間を延長するとともに、労働者が介護休業制度を利用しやすいように、休業期間中の社会保険料を免除すること。
- (7) 産業と雇用の好循環を実現するため、中小企業支援対策と一体的に、最低賃金を引き上げるための施策を着実に進めること。

(背景)

- 平成26年度に本県で開催された「技能五輪・アビリンピックあいち大会2014」は、来場者数が大会史上最大(技能五輪全国大会22万人、全国アビリンピック6万9千人)となる大成功をおさめた。また、技能五輪全国大会で、本県選手団が過去30年で28回の最優秀技能選手団賞を獲得するなど、目覚ましい活躍を続けている。
- あいち大会の感動と成果を持続させ、次代を担う若者にモノづくり技能を継承し、技能尊重機運をさらに高めるためには、技能五輪全国大会・全国アビリンピックを定期的を開催することが効果的であると考え、平成31年度技能五輪全国大会及び平成32年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックの本県での招致・開催を提案し、平成31年度大会については平成27年12月、平成32年度大会については平成28年10月に開催が内定した。

- また、技能五輪国際大会は、モノづくりで日本をリードする産業首都あいちとして、世界に向けて技能を普及・発展させるムーブメントを起こす、またとない機会であり、日本のモノづくり人材の育成、技能振興を一層進める重要な契機である。
- そこで、2023年技能五輪国際大会の本県招致に向けて、平成29年3月に大会基本構想を策定し、国へ本県への大会招致を要請したところである。
- 近年、若者雇用において「若者の使い捨てが疑われる企業」や「非正規雇用割合の上昇」などが社会問題となっている。こうした中、平成27年9月に成立した「若者雇用促進法」に基づき、労働関係法令違反に係る事業所からの求人不受理や職場情報の積極的な提供、ユースエール認定企業の普及・拡大など、着実に遂行する必要がある。また、就職氷河期などの景気低迷期に安定した就職ができず、非正規雇用を繰り返す年長フリーターや若年無業者(ニート)への対応として、わかものハローワークの就職支援ナビゲーター及び新卒応援ハローワークのジョブサポーターの増員や、地域若者サポートステーションの増設などの就職支援策を充実させる必要がある。
- 県の障害者雇用状況については、実雇用率は過去最高の1.85%となっているが、法定雇用率2.0%(平成29年度現在)に達していない状況である。
 一方、平成30年4月には精神障害者を含めることとして法定雇用率が2.3%(当面2.2%)に引き上げられるところであるが、県内企業においては、法定雇用率の達成している企業が47.2%に留まっており、さらなる法定雇用率の引き上げについて、慎重な審議を求める県内企業の声もあり、引き上げに伴い、さらなる障害者雇用促進のための支援策が必要である。
- 「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」は、平成27年度に内閣府の委託事業として開始されたが、28年度は地方創生加速化交付金、29年度は地方創生推進交付金の対象事業として位置づけられ、県が自主的・主体的に取り組む事業とされているにも関わらず、実際には、内閣府が、国の財源措置を担保に、地域の実情とはかけ離れた形で事業の仕様等を決定・変更している。
- 中小企業等への職業能力開発関連の助成措置は、国費(雇用保険特別会計)によるものが中心であるが、認定職業訓練助成事業については、負担率が国と都道府県の折半であるのでさらなる補助率の引き上げが必要である。
- 介護等を理由に離職する就業者は全国で約10万となっており、労働者の離職を防止し、継続就業を支援する企業の取組促進が求められる。平成29年1月1日より、介護休業を3回に分割して取得することが可能となったが、取得期間は育児休業が平成29年10月1日より最長2年まで延長可能となったのに対し、介護休業は93日のままとされている。また、育児については、産前産後休業及び育児休業等期間中の社会保険料は免除されているが、介護については休業期間中の免除規定がない。
- 暮らしを豊かにし、地域を活性化させていくためには、地域経済を支えている労働者の賃金の底上げを図り、結婚や子育てがしやすく、安心・安全に働ける環境を整えていくことが非常に大切である。そのため、中小企業・小規模事業者における生産性向上や下請取引の公正化など、中小企業支援策と一体的な取組を促進し、賃金引き上げの環境を整える必要がある。